

件名：新型コロナウイルス関連情報（日本の検疫強化）

【ポイント】帰国に際しては、米国を出国する前に、新型コロナウイルス検査証明の取得が必要になります。

【本文】

1. 日本政府は、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策として、日本上陸前 14 日以内に米国ほか日本政府が指定する国・地域に滞在歴のある外国人について、当分の間、入国を拒否することとしており、その例外として日本入国が認められる一部の外国人については、出国前 72 時間以内を取得した新型コロナウイルス検査証明の提出を求めてきました。

2. 本日（1 月 8 日）、日本において、緊急事態宣言発出に伴い、同宣言が解除されるまでの間、全ての日本入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施することが決定されました。これにより、当館管轄州から帰国する日本人についても、日本入国に際し、出国前 72 時間以内の検査証明を検疫官へ提出することが必要となります。

3. 上記 2. において出国前検査証明を提出できない日本人帰国者は、検疫所が確保する宿泊施設での待機が求められ、入国後 3 日目において改めて検査を行い、陰性と判定された者については、位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約した上で検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等での待機が求められます。

4. 上記 2. ～3. の措置（出国前検査証明の提出）は、1 月 13 日午前 0 時（日本時間）以降に日本に入国する方に適用されます（注）。

◎外務省広域情報：新たな水際対策措置（1 月 8 日付）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html

◎厚生労働省 HP：水際対策に係る新たな措置について（1 月 9 日付）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

→リンク先ページ最下部に、入国時の検疫や移動手段、自宅待機、接触確認アプリ、保健所等による健康確認等に関する「よくある質問」があります。

（注）1 月 13 日（日本時間）以降は全ての日本入国者が上記措置の対象となりますが、これまでに変異ウイルス感染事例が確認されたことにより日本政府が検疫強化対象に指定した国・地域（米国においては州ごとの指定）における滞在歴（日本入国前 14 日以内）がある

日本人については、措置の適用開始日等が異なりますので注意が必要です。該当する方は以下のリンクから詳細をご確認ください。

→ https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C005.html

5. 出国前検査証明は所定のフォーマットでの提出が原則です。帰国予定がある方は、必ず以下のリンクから詳細をご確認ください(所定のフォーマットによる検査証明発行に対応する医療機関がない場合には、所定のフォーマットに記載されている全ての事項が英語で記載された医療機関の任意の様式での提出でも可能です。)

◎外務省 HP:有効な「出国前検査証明」フォーマット

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

6. 日本への帰国に際し、これまで機内で配布されてきた質問票が電子化されています。

(1) 日本に入国・帰国する際には、新型コロナウイルス感染症の検疫手続きとして、滞在歴や健康状態を記入した「質問票」の提出が必要です。

(2) これまで機内で配布されていた質問票が、電子化され、出発前の事前入力ができるようになりました。

(3) 日本への到着前に、自宅・出発地の空港・航空機内などで「質問票 Web」に質問項目を入力し、QR コードを作成して、画面を保存または印刷いただくことで、スムーズな検疫手続を行うことができます。

(4) 「質問票 Web」をスマートフォンやタブレットのホーム画面に追加することで、航空機内などのオフライン環境からでも「質問票 Web」の入力が可能になります。

(5) 「質問票 Web」では、名前の入力や日本における住所の選択でアルファベットを使用することもあるため、アルファベットに慣れていない方は、補助が必要になる場合があります。

* 質問票 Web へのアクセス :

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

7. 検疫強化措置に関する日本の問合せ窓口は以下のとおりです。

<厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口>

日本国外から : +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語)

日本国内から : 0120-565-653

8. また、「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策(令和3年1月8日付の政府決定に基づき、日本人が海外から日本に帰国する場合の出国前検疫証明に関するQ&A)」をご参照ください。<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100135430.pdf>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。